

平成31年3月20日

自動販売機の設置をする者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

京都地方裁判所長 小 西 義 博

京都地方裁判所庁舎等において、有償による使用許可を受け、自動販売機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

京都地方裁判所庁舎等における使用許可（自動販売機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

京都地方裁判所庁舎等において、自動販売機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 京都市中京区菊屋町

京都地方裁判所京都簡易裁判所庁舎

地下1階 1.525 m²、3階 1.945 m² 計3.47 m²

(2) 京都府舞鶴市字南田辺小字南裏町149

京都地方裁判所舞鶴支部舞鶴簡易裁判所庁舎

2階 1.45 m²

(3) 京都府南丹市園部町小桜30

京都地方裁判所園部支部園部簡易裁判所庁舎

1階 1.45 m²

(4) 京都府宮津市字島崎2043-1

京都地方裁判所宮津支部宮津簡易裁判所庁舎

1階 1.45 m²

(5) 京都府福知山市字内記9

京都地方裁判所福知山支部福知山簡易裁判所庁舎

1階 1.45 m²

(6) 京都府向日市鶏冠井町西金村5-2

向日町簡易裁判所庁舎

1階 1.45 m²

4 使用を許可する期間

平成31年6月1日から平成32年3月31日まで

ただし、使用許可を受けた者は、使用許可の更新を1年単位で4回まで求めることができる。

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（缶・ペットボトルを主とした清涼飲料水）を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成31年3月20日（水）から同年3月26日（火）まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

京都市中京区菊屋町

京都地方裁判所事務局経理課管理係

電話075（257）9161（ダイヤルイン）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成31年4月1日（月）から同年4月10日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数

4部（正本1部，副本3部）

7 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問は，提出期限まで，書面にて受け付けるので，提出場所に持参する。

ただし，手続及び企画提案書の形式についての質問は，前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成31年3月26日（火）午後5時まで

ウ 提出場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 回答書は，次の交付日時に交付場所において手交する（電送又は郵送による回答は行わない。）。

ア 交付日時 平成31年3月29日（金）午後4時以降

イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

キ 最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

(2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査する。

全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料の提案が、京都地方裁判所が算定した使用料（税抜。以下「算定使用料」という。）の制限以上で、総金額が最も高い者を相手方として選定する。

応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜で平成31年4月1日から平成32年3月31日までの国有財産使用料金額を提案書に記入すること。

なお、最高価格の入札を行った者が複数存在する場合には、最高価格の入札を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。

いずれの提案金額も算定使用料に達しない場合は、使用料の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受

けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、京都地方裁判所から別途連絡する。

- (4) 再提案によっても算定使用料の金額に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に算定使用料以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。
- (5) 4の手続によっても算定使用料以上に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。
- (6) 今年度の使用料は、提案のあった金額を使用許可期間（平成31年6月1日から平成32年3月31日まで）に応じて日割計算（ただし1年は366日で日割計算する。）し、平成31年6月1日から同年9月30日まで（122日間）の金額に100分の108を乗じた金額及び平成31年10月1日から平成32年3月31日まで（183日間）の金額に100分の110を乗じた金額とする。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。